



茨城県報

第 1 5 2 9 号

平成15年12月22日

月 曜 日

目 次

告 示	ページ
救急告示病院の名称の変更 (医療整備課)	1
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	2
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課)	2
指定居宅サービス事業者の指定の取消し (高齢福祉課)	2
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	3
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	3
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (商業流通課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課)	6
区画漁業の免許 (漁政課)	7
定款変更の認可 (3件) (農村計画課)	7
換地計画の決定 (2件) (農地整備課)	8
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	8
道路の供用の開始 (道路維持課)	9
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	10
土地改良区役員の就退任 (3件) (土地改良事務所)	10
土地改良区役員の退任 (2件) (土地改良事務所)	13
(選挙管理委員会)	
委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数.....	13
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)	13
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	14
公共測量の終了 (用地課)	15
正 誤	
平成15年9月19日付け茨城県報号外第133号中	15

告 示

茨城県告示第1946号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の救急病院の開設者から、次のとおりその名称

を変更した旨の申出があった。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

救急病院の名称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
湯 本 病 院	八 千 代 病 院	結城郡八千代町栗山238

茨城県告示第1947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人 永慈会	ひたちの森デイサービス ハッピーデイ高萩	茨城県高萩市有明町 2 98	通所介護	平成15年 12月 6 日
医療法人 永慈会	ひたちの森スマイルハウス高萩	茨城県高萩市有明町 2 98	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 12月 6 日

茨城県告示第1948号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変 更 年月日
0873300875	有限会社 えくぼ	在宅介護サービス えくぼ	茨城県那珂郡那珂町菅谷2659 1	訪問介護	事業所の名称 (旧名称：介護 サービス有限 会社 えくぼ)	平成15年 12月 1 日

茨城県告示第1949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を取り消したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指定取消 年月日
有限会社 秋の風	秋の風	茨城県つくば市小田4779番地 1	訪問介護	平成15年 12月16日

茨城県告示第1950号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人 永慈会	ひたちの森クラブ高萩	茨城県高萩市有明町2 98	居宅介護支援	平成15年 12月6日

茨城県告示第1951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社三喜

代表取締役 八木下 眞 司

(2) 住所

千葉県柏市中央町2番8号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) サンキ常陸大宮店

那珂郡大宮町上町919番地の5

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町2番8号	八木下 眞 司

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年8月4日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,457㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	117台
イ 駐輪場の収容台数	57台
ウ 荷さばき施設の面積	50㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 10m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後7時

3 届出年月日

平成15年12月3日

茨城県告示第1952号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

小 林 淳

小 林 久 枝

小 林 文 裕

(2) 住所

水戸市姫子2丁目711番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

姫子ファッションモール

水戸市姫子2丁目702 5 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 5箇所

(3) 変更する年月日

平成15年12月4日

(4) 変更する理由

出入口 が大型車両専用の出入口になり、来客車両の通行が出来なくなるため。

3 届出年月日

平成15年12月3日

茨城県告示第1953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社新都市サービス

代表取締役 平 井 健 児

(2) 住所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北守谷ショッピングセンター

守谷市久保ヶ丘2 1 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後8時15分

(変更後) 午前8時30分～午後9時15分 (一部午後8時30分)

(3) 変更する年月日

平成16年1月2日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐々木 孝 治

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
有限会社長生堂薬局	千葉県我孫子市天王台 6 10 6	塚 本 修 也
有限会社七商	守谷市久保ヶ丘 2 1 1	古 谷 秀 子
有限会社セキ	守谷市守谷甲2209 1	関 眞 二
有限会社ヨシダ	守谷市百合ヶ丘 2 2634 10	吉 田 悦 郎
手づくりパンセ・シ・ル	守谷市小山96	滝 本 均
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 60	矢 野 博 丈

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,091m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 547台
 (イ) 駐輪場の収容台数 450台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 161m²
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 111m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
 2箇所
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成15年12月8日

茨城県告示第1954号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定による通知について、同条第8項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
 株式会社しまむら
 代表取締役 藤 原 秀次郎
 (2) 住所
 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ファッションセンターしまむら谷和原店
 筑波郡谷和原村大字小絹字南上宿910 外

(2) 変更する事項

荷さばきを行う時間帯は届出上午前12時から午前1時の計画ですが、下記配送計画の通り午後9時までに間に合う計画で行っておりますので、通常夜間における荷さばき音は発生しません。自然災害、事故、渋滞等でやむを得ず午後9時以降になる場合がありますので午前1時までとしております。夜間になる場合の対応策と致しまして、荷さばき時のアイドリングストップの徹底、荷物の手おろしの徹底により、アイドリング音、荷さばき音は発生しないように致します。また、車両走行経路を変更することにより、車両走行音及び後進ブザー音が隣接する住宅地における影響が低減されるよう配送業者、ドライバーに徹底します。

なお、近隣住民から騒音に対する苦情が発生した場合には、遮音壁の設置等の改善策を検討致します。

記

配送計画

出 発 時 刻 センター (埼玉県桶川市) 午後 5 時
 配 送 車 両 4 トン車両 (1 日 1 台)
 配 送 店 舗 しまむら谷和原店・しまむら伊奈店を 1 台積みで谷和原店を優先
 配送ルート センター 国道17号 国道16号 常磐自動車道柏 I . C 谷和原 I . C 谷和原店着
 配 送 時 刻 午後 5 時 午後 5 時 30 分頃 午後 7 時 30 分頃 午後 7 時 50 分頃 午後 8 時頃着
 (荷降ろし15分)

3 届出年月日

平成15年11月27日

茨城県告示第1955号

平成15年12月4日付けで内水面における区画漁業を漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により次のとおり免許した。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

区画漁業

漁業権免許番号	漁 業 権 者		備 考
	住 所	名 称	
茨内区第1号	水戸市天王町7番36号	(有)小平鯉金魚養殖場	

注) 免許した内容、制限又は条件及び存続期間は、平成15年10月20日付け茨城県告示第1607号で公示した内容と同じである。

茨城県告示第1956号

平成15年12月1日付けで、田谷川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成15年12月12日認可した。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1957号

平成15年12月2日付けで、境東部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第 2 項の規定により平成15年12月16日認可した。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1958号

平成15年12月 3 日付けで、新治土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年12月16日認可した。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業麻生東部地区（第 1 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年12月24日から

平成16年 1 月28日まで

3 縦覧の場所

麻生町役場

茨城県告示第1960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業木皿川流域地区（第 2 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年12月24日から

平成16年 1 月28日まで

3 縦覧の場所

北茨城市役所

茨城県告示第1961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市東河内町字北浦1891番1から 日立市東河内町字中島1939番1まで	(A) 旧	メートル 最大 28.0	メートル 399	
		最小 4.9		
日立市東河内町字北浦1891番1から 日立市下深荻町字森の前2260番まで	(B)	最大 28.0	169	
		最小 15.0		
日立市東河内町字北浦1891番1から 日立市下深荻町字森の前2260番まで	新 (B)	最大 28.0	169	旧道移管
		最小 15.0		

茨城県告示第1962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字右初字善慶西2406番2 地先から 土浦市大字右初字善慶西2406番2 地先まで	旧	メートル 最大 4.8	メートル 30	
		最小 4.6		
	新	最大 11.4	30	現道拡幅
		最小 4.6		

茨城県告示第1963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 石岡市石岡字根当11778番6から
石岡市石岡字根当11758番まで

3 供用開始の期日 平成16年 1月10日

茨城県告示第1964号

平成15年 9月 2日付けで西総土地改良区から認可申請のあった若林地区土地改良事業（農業基盤整備事業・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成15年12月 4日認可した。

平成15年12月22日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

茨城県告示第1965号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く南小泉土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	海老澤 喜 夫	西茨城郡友部町大字南小泉781番地
"	海老沢 一 郎	" " 大字南小泉1038番地
"	武 田 耕 一	" " 大字南小泉772番地
"	前 島 光 隆	" " 大字南小泉850番地
"	高 松 力	" " 大字南小泉654番地
"	桑 嶋 清一郎	" " 大字南小泉935番地 2
"	橋 本 良 一	" " 大字下加賀田12番地
監 事	角 田 邦 夫	" " 大字南小泉849番地
"	矢 作 孝 一	" " 大字南小泉927番地
"	前 島 弘 志	" " 大字南小泉817番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	桑 嶋 武 志	西茨城郡友部町大字南小泉906番地
"	橋 本 良 一	" " 大字下加賀田12番地
"	武 田 貞 明	" " 大字南小泉979番地
"	大 山 牟 明	" " 大字南小泉642番地
"	大 川 政 晴	" " 大字南小泉787番地
"	會 澤 勝	" " 大字南小泉757番地
"	鈴 木 二 郎	" " 大字南小泉628番地
監 事	桑 嶋 健	" " 大字南小泉121番地
"	武 田 次 男	" " 大字南小泉805番地
"	柳 橋 衛	" " 大字南小泉847番地

茨城県告示第1966号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所を置く福岡堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 島 善	筑波郡伊奈町大字小張2421番地の2
"	風 見 登	" 谷和原村大字鬼長226番地の2
"	貝 塚 福太郎	" " 大字宮戸76番地
"	原信田 直	" " 大字古川845番地
"	寺 田 恒 雄	" " 大字上長沼879番地の1
"	飯 泉 明	" " 大字台364番地の3
"	廣 瀬 正 男	" 伊奈町大字福原325番地
"	中 村 繁 夫	" " 大字豊体159番地
"	山 田 治	" " 大字城中378番地
"	浅 野 賢 治	" " 大字伊丹46番地
"	小 池 茂	" " 大字下平柳726番地
"	齊 藤 岩 夫	" " 大字青古新田552番地
"	渡 邊 優	" " 大字長渡呂249番地
"	大久保 衛	北相馬郡藤代町大字上萱場252番地
"	岡 田 久 雄	水海道市川崎町乙679番地
"	鈴 木 亮 寛	筑波郡谷和原村大字田444番地
"	青 木 重 久	" " 大字日川705番地の1
"	沼 尻 正 昭	" 伊奈町大字新戸275番地
監 事	飯 沼 榮次郎	" " 大字山谷60番地
"	飯 泉 和 一	" 谷和原村大字福岡568番地
"	羽 田 正 志	" " 大字樫木369番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 島 善	筑波郡伊奈町大字小張2421番地の2
"	風 見 登	" 谷和原村大字鬼長226番地の2
"	大久保 衛	北相馬郡藤代町大字上萱場252番地
"	小 池 清 市	筑波郡谷和原村大字西檜戸712番地
"	片 見 義 一	" " 大字福岡1348番地の1
"	伊 東 勝 男	" " 大字下小目205番地
"	飯 塚 清	" " 大字下長沼24番地
"	羽 田 正 志	" " 大字樫木369番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 田 一 日 出	" 伊奈町大字小張2422番地
"	飯 沼 榮 次 郎	" " 大字山谷60番地
"	倉 持 悦 典	" " 大字下島306番地の内 1
"	浅 野 賢 治	" " 大字伊丹46番地
"	齊 藤 岩 夫	" " 大字青古新田552番地
"	廣 瀬 常 次	" " 大字東栗山17番地
"	染 谷 清	" " 大字板橋1055, 1056番地
"	岡 田 久 雄	水海道市川崎町乙679番地
"	山 田 治	筑波郡伊奈町大字城中378番地
"	鈴 木 亮 寛	" 谷和原村大字田444番地
監 事	飯 泉 宜 伸	" " 大字田163番地
"	飯 田 耕 藏	" 伊奈町大字新戸1042番地
"	中 村 繁 夫	" " 大字豊体159番地

茨城県告示第1967号

新治郡新治村大字藤沢975番地に事務所を置く新治村小高土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 幸 夫	新治郡新治村大字小高69番地
"	酒 井 三 朗	" " 大字小高484番地
"	坂 井 節	" " 大字小高381番地
"	坂 井 章	" " 大字小高76番地
"	柿 沼 利 雄	" " 大字小高86番地
監 事	佐 藤 孝 雄	" " 大字小高384番地
"	坂 井 雅 夫	" " 大字小高377番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 井 雅 夫	新治郡新治村大字小高377番地
"	佐 藤 孝 雄	" " 大字小高384番地
"	酒 井 良 男	" " 大字小高74番地
"	佐 藤 眞 也	" " 大字小高387番地
"	岡 田 功	" " 大字小高391番地
監 事	柿 沼 利 雄	" " 大字小高86番地
"	坂 井 良 雄	" " 大字小高75番地

茨城県告示第1968号

水戸市岩根町750番地の2に事務所を置く飯富岩根那珂西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	海 野 文 夫	水戸市岩根町153番地の2

茨城県告示第1969号

下妻市大字北大宝219の2番地に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	助 川 弘 之	土浦市桜ヶ丘町47番1号

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第149号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成15年12月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

茨城海区漁業調整委員会	1,095人
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	1,438人

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成16年2月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年12月11日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 翡翠

(設立認証：平成15年1月17日，設立：平成15年1月27日)

3 代表者の氏名

川 島 正 行

4 主たる事務所の所在地

茨城県新治郡千代田町下稲吉2279番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体又は精神障害者などの社会的弱者の人権を守り、自立を支援し、又これらの人々の家族の負担をも軽減し、明るい生活が出来るよう介護的・精神的な援助を提供し、地域における福祉の担い手となり地域社会づくりに貢献することを目的とする。

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年12月12日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エブロン

(設立認証：平成15年11月22日，設立：平成13年12月28日)

3 代表者の氏名

田 口 ヨウ子

4 主たる事務所の所在地

結城市田間中1489番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者がハンディを持っていても、豊かで自立した社会生活を送って頂けるように世代、職業、性別を超えた幅広い住民が参加して総合的な福祉サービスを提供し、地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果認証

日立市、鹿島郡大洋村、結城市、東茨城郡大洗町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	日立市、鹿島郡大洋村、結城市、東茨城郡大洗町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	日立市城南町4丁目の全部 平成14年7月9日から 平成15年3月10日まで 鹿島郡大洋村大字汲上、阿玉、台濁沢の各一部 平成10年4月1日から

	平成11年3月2日まで 結城市大字山川新宿の一部 平成13年5月7日から 平成13年12月10日まで 東茨城郡大洗町大字成田町の一部 平成14年9月3日から 平成15年2月26日まで
認 証 年 月 日	平成15年12月12日

~~~~~  
公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成15年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県下館土木事務所
- 2 作業の種類 公共測量（1，3級基準点測量）
- 3 作業終了日 平成15年12月10日
- 4 作業地域 下館市東榎生

~~~~~  
正 誤

平成15年9月19日付け茨城県報号外第133号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	基準地番号	記載欄	正	誤
7	土浦（県） - 23	(8) 基準地の前面道路の現況	南西 6 m 市道	南東 6 m 市道
31	千代田（県） 7 - 1	(8) 基準地の前面道路の現況	北西 14 m 国道	南東 14 m 国道

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)